通所介護サービス重要事項説明書

1　当通所介護サービスが提供するサービスについての相談窓口

電話番号　082-819-3355　　FAX　082-819-3356

（月曜日～土曜日　9時15分～16時15分）

担当　　生活相談員　　山﨑　晴美

2　社会福祉法人　かつぎ会　デイサービスセンター亀山の里

（1）提供できるサービスの概要と地域

施設名所	社会福祉法人　かつぎ会　亀山の里
所 在 地	広島市安佐北区亀山9丁目10番25号
法 人 名	社会福祉法人　かつぎ会
代 表 者	理事長　織井智靖
電話番号	（082）819-3355　（FAX）（082）819-3356
サービスの種類	通所介護サービス
介護保険事業者番号	3470109269
サービス提供地域	広島市内

（2）同施設の職員体制

	常勤	非常勤	兼務有無	兼務の詳細	業務内容
管理者	1名	0名	有		サービス管理全般
生活相談員	2名	0名	有	1名介護士と兼務	生活上の相談等
看護職員	1名	1名	有	機能訓練指導員と兼務	医療、健康管理等
介護職員	5名	0名	有	1名生活相談員と兼務	日常介護業務等
機能訓練指導員	1名	1名	有	看護職員と兼務	機能訓練
管理栄養士	1名	0名	有	特養と兼務	食生活、栄養相談

（3）同施設の設備概要

定　員	24名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴　室	大浴場・個浴・特殊浴	送迎車	9台

（4）営業時間

月曜日～土曜日	9時15分～16時15分
日　曜　日	休業
年末年始休業	12月30日～1月3日

3　サービス利用方法

（1）サービスの利用方法

ご希望の場合は、事前に介護支援専門員にご相談下さい。

契約を締結後、サービス提供を開始します。

（2）サービス利用の終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の2週間前までに文書でお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・利用者がお亡くなりになった場合

④・利用者が、サービス利用料の支払い期限（月末）までに払うことがなく、料金を払うよう催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当センターの従業員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、サービス利用契約を終了させて頂く事があります。

・やむを得ない事情により、当センターを閉鎖または縮小する場合、契約を終了30日前までに文書で通知いたします。

・上記の事由により契約が終了した場合であって、利用者様のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降センターを利用する事となる場合は、その利用に要する実費を請求します。

4　料金

（1）基本料金

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,876円	688円	1,376円	2,063円
要介護2	8,119円	812円	1,624円	2,436円
要介護3	9,405円	941円	1,881円	2,822円
要介護4	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	11,996円	1,200円	2,400円	3,599円

（2）通所介護加算料金

	1割負担	2割負担	3割負担
入浴加算Ⅱ（1回あたり）	58円	115円	174円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	59円	117円	176円
個別機能訓練加算Ⅱ	21円	42円	63円
科学的推進体制加算	42円	84円	126円
サービス提供強化加算	法令に基づき変動します。		
介護処遇改善加算	法令に基づき変動します。		

（3）その他の料金

昼食代	おやつ代を含む ＊利用日にあらかじめキャンセルのご連絡頂いていない場合を除いてお食事代はいただきます。	690円
活動費	趣味活動の費用として利用者様全員を対象にごご負担いただきます。	60円
特別なサービス費用	・特別なメニューの食事の提供を行ったときに伴い必要とる費用 ・教養娯楽などで特別な費用がかかるもの ・けがで処置を希望される場合 （必要処置物品を持参された場合はかかりません）	実費
入浴時のバスタオル貸出し(ご持参される方はかかりません。)		100円/1枚
リハビリパンツ		100円/1枚
尿取りパット		30円/1枚
連絡帳・連絡袋代(ご利用開始月のみ)		550円

5　当施設のデイサービスの特徴

（1）運営方針

①利用者が住み慣れた地域、生活環境において可能な限り在宅生活を継続していけるように個々に必要な機能訓練及び日常生活の援助を行う。

②利用者及び家族等のニーズを的確に捉え、利用者の人格を尊重した援助を行い、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る。

③利用者の社会的孤立感の解消と身体機能の維持を行う。

④明るく家庭的な雰囲気目指す。

（2）提供するサービスの内容

種類	内容
生活指導	生活相談・介護技術指導
機能訓練	体操・歩行練習・パワリハ・転倒予防教室等
レクリエーション	ゲーム・手芸・書道・カラオケ・お菓子作り
健康状態の確認	体温・脈拍・血圧等の測定・健康管理等
昼食	選択制、栄養管理を行い季節食材を取り入れた昼食を提供
	月1回ごちそうの日を開催
入浴	健康、衛生面の向上を図り安心安全な介助を行う
送迎	身体状況、環境に配慮し自宅又は自宅付近までの送迎

（3）サービスの利用にあたっての留意事項

①送迎時間について

あらかじめ利用者様のご要望をお聞きした上で、当事業所で決めさせていただきます。道路情報等により、送迎時間が多少前後又は、変更をお願いする事もあります。

②看護職員の行える医療行為について

活動の開始及び終了時には、看護師により健康チェックを致します。服薬、点眼薬、褥瘡及び皮膚疾患等に使用する塗布薬・ガーゼなどの処置に必要な物品はご持参ください。

可能な範囲で処置をお手伝いいたします。

当通者介護では、医療行為ではありませんので、診断・治療・薬の処方・販売はできません。

③金銭について

人の出入りの多い場所です。金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず金品・貴重品を持ち込まれた場合は、デイサービス内の事務所の所定場所（鍵付き）に双方合意のもと一時的に保管させていただく場合があります。この場合は、サービス提供時間の終了に合わせて返却させていただきます。

また、利用者の金銭・金品の貸し借りは禁止しています。金銭・金品の貸し借りによるトラブルについては、当デイサービスは、一切の責任を負いません。

④食事について

常食のほかにも多種類の食事形態や疾患別食事療法に対応しておりますので、お申し出ください。

⑤設備、器具の利用について

利用者様のための設備、器具はご自由にお使いください。

⑥リハビリテーション（機能訓練）について

パワリハビリ等の実施においては、機能訓練指導員または職員立ち合い・指導の下でのみ行います。

⑦喫煙について

館内は禁煙となっております。喫煙はご遠慮ください。

⑧その他

広報活動に活動中の写真を使用するときがありますので、不都合がある方は予めお申し出ください。

6　非常災害対策

①防災時の対応・・・・　「特別養護老人ホーム亀山の里」　消防計画による。

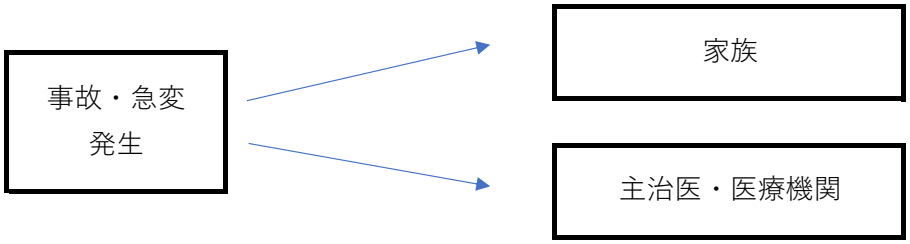
②防災設備　・・・・　スプリンクラー・非常階段・自動火災報知機・誘導灯・火災通報設備・非常通報装置・非常用電源

③防災訓練　・・・・　年12回実施予定

④消防計画等　・・・・　消防署への届出：平成29年10月13日　防火管理　織井　智靖

7　緊急時の対応

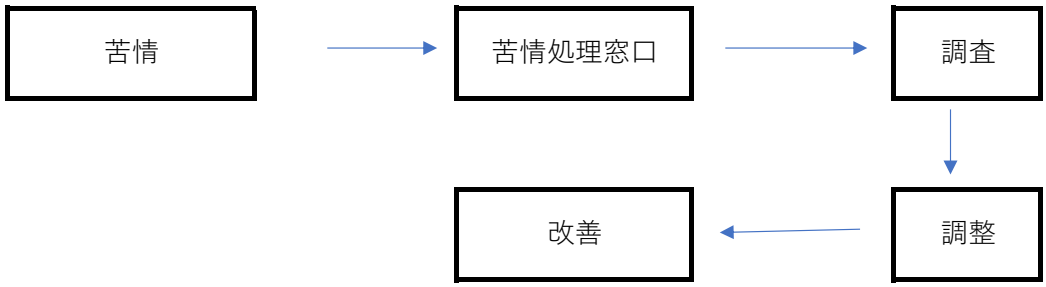
利用者に事故・急変が発生した時には、速やかに緊急連絡を行うと同時に利用者の主治医又は近隣の医療機関に連絡を行い、救急治療を受けることができるように配慮します。



8　サービス内容に関する苦情

ご利用者様相談・苦情窓口　　担当　　山﨑　晴美

苦情処理の処理体制・手順



＊調査は、苦情処理責任者の指示の下、的確に行う。

＊調整は、調査した結果をもとに調整を行う。

＊調査・調整を行い、必要があれば広島市等に報告し改善を行う。

苦情申し立て

苦情解決責任者	施設長　　織井　智靖
苦情受付	生活相談員　　山﨑　晴美
電話番号	082-819-3355
ＦＡＸ番号	082-819-3356
第三者委員会	宮原　利幸　電話　082-255-2033 社会福祉法人かつぎ会　監事
	高尾　靖浩　電話　082-502-8870 社会福祉法人かつぎ会　監事
	石原　敏輝　電話　082-837-2918 社会福祉法人かつぎ会　監事

【広島県社会福祉協議会】

（住所）　広島市南区比治山本町12-2

（電話番号）　（082）254-3419

（ＦＡＸ）　（082）250-6183

【行政機関】

広島県国民健康保険団体連合	（電話番号）	（082）554-0783
広島市役所介護保険課	（電話番号）	（082）504-2183
安佐北区役所健康長寿課介護保険係	（電話番号）	（082）819-0621